別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市には、数多くの中小企業者が存在し、また、多種多様な業種の産業が市内にバランスよく点在している。産業構造としては、一番多い卸売業・小売業でも２５．２％となっている。

人口動態については、平成２７年国勢調査の結果によると、生産年齢人口は全体の６２．２％を占めているが、その割合は年々低くなっており、老年人口の増加が進んでいる状況である。今後、更に少子高齢化が進むことで、労働力不足や事業承継といった問題が大きくなっていくと考えられる。

現在、本市では商工会の実施する後継者育成関連事業への補助や市制度融資における設備資金融資等を始めとした、中小企業者の支援を実施しているが、労働生産性の伸び悩みが課題となっている。

＜Ｈ２６県経済センサス　県内事業所数＞

市　町	事業所数（※１）				従業者数			
	H24	H26	増減率（%）	県計に占める割合（%）	H24	H26	増減率（%）	県計に占める割合（%）
県計	92,263	91,073	▲ 1.3	100.0	865,025	871,483	0.7	100.0
宇都宮市	23,489	23,637	0.6	26.0	236,927	241,398	1.9	27.7
足利市	8,280	7,851	▲ 5.2	8.6	63,600	63,109	▲ 0.8	7.2
栃木市	7,668	7,440	▲ 3.0	8.2	65,594	65,613	0.0	7.5
佐野市	6,743	6,587	▲ 2.3	7.2	54,448	54,484	0.1	6.3
鹿沼市	4,960	4,861	▲ 2.0	5.3	41,741	43,708	4.7	5.0
日光市	4,679	4,574	▲ 2.2	5.0	38,410	37,093	▲ 3.4	4.3
小山市	7,173	7,244	1.0	8.0	73,139	74,374	1.7	8.5
真岡市	3,511	3,408	▲ 2.9	3.7	34,836	35,281	1.3	4.0
大田原市	3,327	3,223	▲ 3.1	3.5	33,892	33,035	▲ 2.5	3.8
矢板市	1,452	1,434	▲ 1.2	1.6	13,539	13,666	0.9	1.6
那須塩原市	5,553	5,600	0.8	6.1	50,982	49,665	▲ 2.6	5.7
さくら市	1,592	1,515	▲ 4.8	1.7	16,601	16,264	▲ 2.0	1.9
那須烏山市	1,385	1,336	▲ 3.5	1.5	10,138	9,804	▲ 3.3	1.1
下野市	2,150	2,221	3.3	2.4	22,064	22,940	4.0	2.6
上三川町	1,148	1,133	▲ 1.3	1.2	16,174	16,841	4.1	1.9
益子町	1,108	1,078	▲ 2.7	1.2	6,842	6,354	▲ 7.1	0.7
茂木町	646	605	▲ 6.3	0.7	3,971	3,811	▲ 4.0	0.4
市貝町	451	437	▲ 3.1	0.5	4,577	4,974	8.7	0.6
芳賀町	677	666	▲ 1.6	0.7	23,505	23,448	▲ 0.2	2.7
壬生町	1,671	1,639	▲ 1.9	1.8	14,587	14,601	0.1	1.7
野木町	760	753	▲ 0.9	0.8	8,957	8,940	▲ 0.2	1.0
塩谷町	493	475	▲ 3.7	0.5	3,555	3,501	▲ 1.5	0.4
高根沢町	957	928	▲ 3.0	1.0	9,228	9,633	4.4	1.1
那須町	1,542	1,615	4.7	1.8	11,623	13,004	11.9	1.5
那珂川町	848	813	▲ 4.1	0.9	6,095	5,942	▲ 2.5	0.7

（※１）公営を除く。事業内容等不詳を含む。

＜Ｈ２６市経済センサス　市内事業所数＞

産業分類		総数	
		事業所数（※２）	構成比率
総数		5,616	100.0%
第１次	農林漁業（個人経営を除く）	50	0.9%
第２次	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%
	建設業	608	10.8%
	製造業	414	7.4%
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1%
第３次	情報通信業	24	0.4%
	運輸業、郵便業	102	1.8%
	卸売業、小売業	1,415	25.2%
	金融業、保険業	72	1.3%
	不動産業、物品賃貸業	261	4.6%
	学術研究、専門・技術サービス業	205	3.7%
	宿泊業、飲食サービス業	870	15.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	598	10.6%
	教育、学習支援業	227	4.0%
	医療、福祉	384	6.8%
	複合サービス事業	31	0.6%
	サービス業（他に分類されないもの）	323	5.8%
	公務（他に分類されるものを除く）	23	0.4%

（※２）公営を含む。事業内容等不詳を除く。

（参考）市内商工会会員数（Ｈ２９年度）：

１，７６９名（那須塩原市商工会）＋９１５名（西那須野商工会）＝２，６８４名

＜H27 国勢調査　市生産人口推移＞

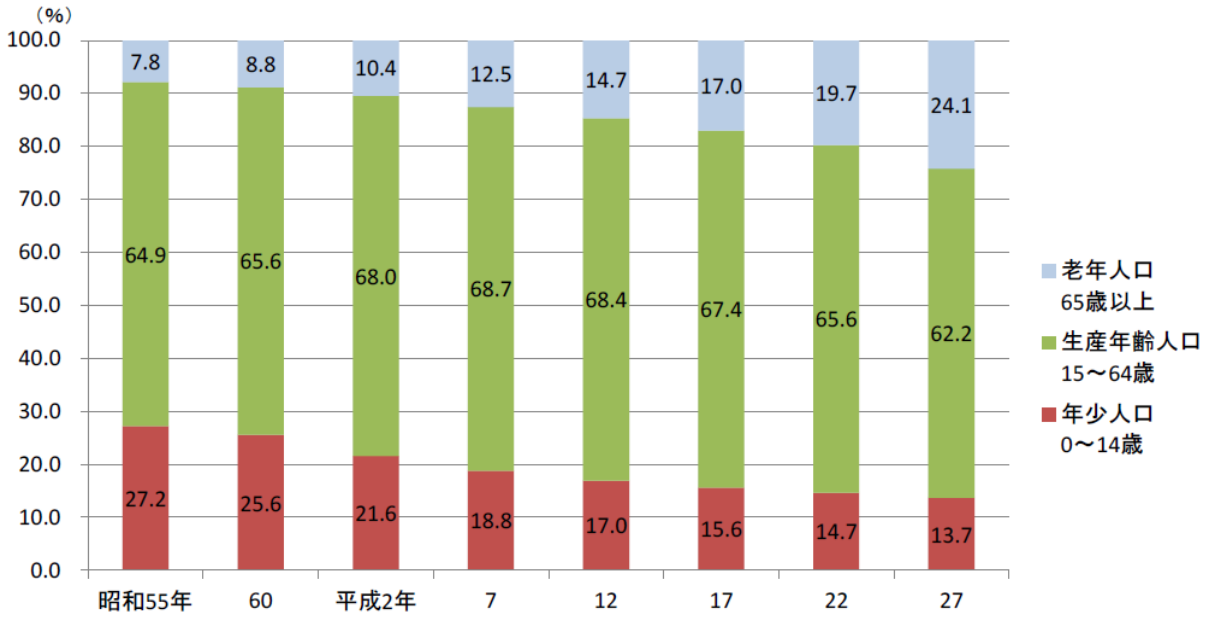

（２）目標

商工会等と連携した市内中小企業者全体の更なる支援を行っていくことで、先端設備等導入計画の認定件数について、年平均５件以上を目指す。

（３）労働生産性に関する目標

商工会等と連携した市内中小企業者全体の更なる支援を行っていくことで、先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）について、年平均３％以上の向上を目指す。

２　先端設備等の種類

本計画において、対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

（設定理由）
本市には、様々な業種の産業が市内全域にバランスよく存在しており、それらを全体的に支援するため。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本計画において、対象となる地域は市内全域とする。

（設定理由）
本市には、様々な業種の産業が市内全域にバランスよく存在しており、それらを全体的に支援するため。

（２）対象業種・事業

本計画において、対象となる業種及び事業については、全業種及び全事業とする。

（設定理由）
本市には、様々な業種の産業が市内全域にバランスよく存在しており、それらを全体的に支援するため。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

健全な地域経済の発展に配慮するため、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当該先端設備等導入計画について、認定の対象としない。

・先端設備等導入計画に、人員削減を目的とした取組が含まれる場合（申請者は、雇用の安定に配慮しなければならない。）。
・申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者である場合。ただし、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受け旅館業を営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。
・申請者（法人の場合は、その役員を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力である場合。また、反社会的勢力から資金提供を受けている場合。
・その他市長が不適当と認める場合。